

『運行管理者試験 重要問題厳選集 旅客編 2024-2025』

お詫びと訂正のご案内

『運行管理者試験 重要問題厳選集 旅客編 2024-2025』をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。  
 本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。  
 訂正してお詫び致します。

頁数等	内容		掲載日
<p>第1章 労働基準法</p> <p><b>1-9</b> 業務記録・事故の記録</p> <p><b>問2</b></p> <p>33ページ 問題の選択肢 <b>赤字下線部</b>のとおり 修正</p>	誤	<p>2. 一般旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、当該業務において、運転を交替した場合及び休憩又は仮眠した場合は、その地点及び日時を運転者等ごとに「業務記録」に記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。</p>	令和6年6月
正	<p>2. 一般旅客自動車運送事業者 <b>(貸切バス事業者を除く。)</b>は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、当該業務において、運転を交替した場合及び休憩又は仮眠した場合は、その地点及び日時を運転者等ごとに「業務記録」に記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。</p>		
<p>第4章 労働基準法</p> <p><b>4-5</b> 労働時間等の改善基準 【タクシー】</p> <p><b>問1</b></p> <p>146ページ 問題の選択肢 <b>赤字下線部</b>のとおり 修正</p>	誤	<p>A ① 15時間      ② 16時間 B ① 8時間        ② 20時間 C ① 16時間       ② 18時間 C ① 18時間       ② 20時間</p>	令和6年4月
正	<p>A ① 15時間      ② 16時間 B ① 8時間        ② 20時間 C ① 16時間       ② 18時間 <b>D</b> ① 18時間       ② 20時間</p>		
<p>第4章 労働基準法</p> <p><b>4-5</b> 労働時間等の改善基準 【バス】②</p> <p><b>問1</b></p> <p>164ページ <b>ポイント解説</b> 4. <b>赤字下線部</b>のとおり 修正</p>	誤	<p>4. ( —— 中略 —— )</p> <p><b>結果</b> 52週間についての拘束時間が<b>3,400時間を超えている</b>ため、<b>改善基準に適合している。</b></p>	
正	<p>4. ( —— 中略 —— )</p> <p><b>結果</b> 52週間についての拘束時間が<b>3,400時間を超えている</b>ため、<b>改善基準に違反している。</b></p>		

頁数等	内容		掲載日
<p>第5章 実務上の知識及び能力</p> <p><b>5-3 配置基準</b>.....</p> <p><b>問3</b></p> <p>209ページ</p> <p><b>ポイント解説</b></p> <p>選択肢2</p> <p>解説の文章を<b>赤字下線部</b>のとおり修正</p>	誤	<p>《夜間ワンマン運行（往路）の連続運転時間》</p> <p>夜間ワンマン運行の実車運行区間の途中における連続運転時間は、①合計1時間30分運転した後に15分中断、②2時間運転した後に20分中断、③合計1時間30分運転した後に降車しているため、連続運転時間の限度に違反していない。</p>	令和6年6月
<p>第5章 実務上の知識及び能力</p> <p><b>5-3 配置基準</b>.....</p> <p><b>問4</b></p> <p>211ページ-212ページ</p>	内容はページの最後		令和6年9月
<p>第5章 実務上の知識及び能力</p> <p><b>5-4 運転者の健康管理</b>.....</p> <p><b>問3</b></p> <p>217ページ</p> <p><b>ポイント解説と▶答え</b></p> <p>誤植のため、<b>赤字下線部</b>のとおり修正</p>	誤	<p><b>ポイント解説</b></p> <p>1. <b>適切である。</b>薬は病気のコントロールや治療に必要なものであるが、眠気などの副作用が生じることもある。そのため、薬を処方された場合は、服用のタイミングや運転に支障を及ぼす副作用の有無について医師に確認するよう、運転者に指導する。</p> <p>2. 不適切。運転者が自ら受けた健康診断(人間ドックなど)であっても、法令で必要な定期健康診断の項目を充足している場合は、<b>法定健診として代用できる。</b></p> <p>3. 不適切。医師より「より軽度な勤務における経過観察が必要」との所見が出された場合は、短期間であっても<b>従来と同様の乗務を続けさせてはならない。</b>繁忙期であるなしに関わらず、<b>運転者の配置転換等を行う。</b></p> <p>4. 適切である。</p> <p style="text-align: right;">▶答え 1と4</p>	令和6年5月
	正	<p><b>ポイント解説</b></p> <p>1. <u>不適切。運転者が自ら受けた健康診断(人間ドックなど)が法令で必要な定期健康診断の項目を充足している場合は、法定健診として代用できる。</u></p> <p>2. <u>不適切。脳血管疾患は、定期健康診断では容易に発見できない。定期健康診断で脳血管疾患及び心臓疾患に関連する血圧、血糖値等の検査項目に異常の所見があると診断された労働者に対し、脳血管及び心臓の状態を把握するため、必要に応じて精密検査等を受けるよう指導する。</u></p> <p>3. <u>適切である。</u></p> <p>4. 適切である。</p> <p style="text-align: right;">▶答え 3と4</p>	

<p>第5章 実務上の知識及び能力</p> <p><b>5-6</b> 事故の再発防止</p> <p><b>問3</b></p> <p>228ページ 問題文〈事故関連情報〉</p> <p><b>赤字下線部</b>のとおり修正</p>	誤	<p>〈事故関連情報〉</p> <p>(—— 中略 ——)</p> <p>○ 当該運転者は、事故発生後直ちに当該バスを路側に寄せ、負傷した乗客を介護した後、救急車を手配した。</p>	令和6年5月
<p>模擬試験 第2回</p> <p>292ページ</p> <p>問16 問題文</p> <p><b>赤字下線部</b>のとおり修正</p>	誤	<p><b>問16</b> 道路交通法に定める自動車の種類等について、<u>誤っているものを1つ</u>選びなさい。</p> <p>1. 乗車定員が30人、車両総重量が10,125キログラムのものは、大型自動車である。</p> <p>2. 乗車定員が15人、車両総重量が7,800キログラムのものは、中型自動車である。</p> <p>3. 乗車定員が10人、車両総重量が4,000キログラムのものは、準中型自動車である。</p> <p>4. 乗車定員が10人、車両総重量が3,400キログラムのものは、普通自動車である。</p>	令和6年7月
	正	<p><b>問16</b> 道路交通法に定める自動車の種類等について、<u>誤っているものを1つ</u>選びなさい。</p> <p>1. 乗車定員が<b>25人</b>、車両総重量が10,125キログラムのものは、大型自動車である。</p> <p>2. 乗車定員が15人、車両総重量が7,800キログラムのものは、中型自動車である。</p> <p>3. 乗車定員が10人、車両総重量が4,000キログラムのものは、準中型自動車である。</p> <p>4. 乗車定員が10人、車両総重量が3,400キログラムのものは、普通自動車である。</p>	

## 問4

★★★



貸切バス事業の営業所の運行管理者は、旅行会社から運送依頼を受けて、次のとおり運行の計画を立てた。国土交通省で定めた「貸切バスの交代運転者の配置基準」（以下、「配置基準」という。）等に照らし、この計画を立てた運行管理者の判断等に関する1～3の記述について、正しいものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、《運行の計画》に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

（旅行会社の依頼事項）

ハイキングツアー客（以下「乗客」という。）39名を乗せ、A地点を23時10分に出発し、D目的地に翌日の4時00分に到着する。その後、D目的地を14時55分に出発し、A地点に19時35分に戻る。

《運行の計画》

- ア. デジタル式運行記録計を装着した乗車定員45名の貸切バスを使用し、運転者は1人乗務とする。
- イ. 当該運転者は、本運行の開始前10時間の休息をとった後、始業時刻である22時15分に乗務前点呼を受け、点呼後22時45分に営業所を出発する。A地点において乗客を乗せた後23時10分にD目的地に向け出発する。途中の高速自動車国道（法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。以下「高速道路」という。）のパーキングエリアにて、20分と15分の2回の休憩をとり乗務途中点呼後に、D目的地には翌日の4時00分に到着する。
- 乗客を降ろした後、指定された宿泊所に向かい、当該宿泊所において電話による乗務後点呼を受けた後、4時55分に往路の業務を終了する。
- 運転者は、同宿泊所において9時間5分休息する。
- ウ. 14時00分に同宿泊所において電話による乗務前点呼を受け、14時30分に出発する。D目的地において乗客を乗せた後14時55分にA地点に向け出発する。往路と同じルート的高速道路等を運転し、途中10分ずつ2回の休憩を挟み、A地点には19時35分に帰着する。
- 乗客を降ろした後、20時00分に営業所に帰庫し、乗務後点呼の後、20時30分に終業する。当該運転者は、翌日は休日とする。

----- - - - 答えは次のページ - - - -----



1. 1日についての拘束時間が、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」に定める最大拘束時間を超えていないと判断したこと。
2. 1日についての実車距離は「配置基準」に定める限度を超えておらず、また、1日についての運転時間も「配置基準」に定める限度を超えていないと判断したこと。
3. 当該運行における運転は、「配置基準」に定める連続運転時間の限度に違反していないと判断したこと。

### ポイント解説

1. **正しい**。改善基準第5条第1項第3号を参照。

往路と復路で別々に点呼を行った場合、また、往路開始と復路開始の間に時間の休息期間が与えられている場合、往路と復路の**拘束時間は別**として考える。

往路の拘束時間は①22時15分～翌日4時55分（6時間40分）と、当日22時15分から拘束時間が開始し、終了は24時間後の翌日22時15分までとなるため、翌日②14時00分から19時30分（6時間30分）の合計となる。したがって、往路の拘束時間は**13時間10分**（6時間40分＋6時間30分）となり、復路の拘束時間は②14時00分から**20時30分**までの**6時間30分**となる。



◎ 1日についての拘束時間は最大拘束時間を超えていない。